第八条第二項中「及び第二号」を「、第二号」に、「各同数」を「及び第三号に掲げる委員各同数」に改め、同項第二号中「から、」の下に「主務大臣と」を加え、「がそれぞれ又は」を「とが」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　主務大臣又はその指名する職員

第八条第三項中「六人」を「九人」に改め、同条第六項中「委員は、」を「委員が主務大臣若しくはその指名する職員でなくなったとき、又は同項第二号に掲げる委員が」に、「又は」を「若しくは」に、「その」を「それぞれその」に改める。

第十三条第一項中「代表者会議が」の下に「主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第三項中「代表者会議又は」を削り、「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十六条第二項中「又は理事長は、それぞれ」を「は、」に改め、「ときは」の下に「、主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第四項中「代表者会議又は」を削り、「総務大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　理事長は、その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

第三十九条第三号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改める。

附則第九条の次に次の二条を加える。

（デジタル基盤改革支援基金）

第九条の二　機構は、令和八年三月三十一日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためにデジタル基盤改革支援基金（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一　第二十二条第八号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの

イ　クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムの共同化に関する支援

ロ　地方公共団体に対する申請、届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

ハ　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する支援

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3　機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

4　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5　機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第九条の三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、基金に係る業務として機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「地方公共団体情報システム機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「地方公共団体情報システム機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「地方公共団体情報システム機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「地方公共団体情報システム機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の一部改正）

第五十八条　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

4　第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十九条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百七十六条の二第一項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第百七十六条の二第一項	基金（第百十一条第一項若しくは	基金（第百十一条第一項若しくは